

第 1 回三好町特別職報酬等審議会会議録

事 項	内 容
1. 年月日、時刻、開会、休憩、散会	平成21年12月7日（月） 午前10時00分開会 午前11時40分閉会
2. 会長及び委員の異動	な し
3. 出席した委員の氏名	委員 藤本 光夫 委員 原田 基實 委員 谷端 浩明 委員 山本 洋子 委員 近藤 隆治 委員 鈴木千真子 委員 鈴木 昭弘 委員 村上 雅則
4. 出席した委員外の氏名	無し
5. 出席した職員の職氏名	町 長 久野 知英 総務部長 正木 義則 総務部次長 安藤 稔 職員課長 増岡総一郎 職員課長補佐 深谷真由美 職員課係長 深津 栄子
6. 証人、公述人、参考人の氏名	な し
7. 傍聴人数	6 名
8. 会議内容	別紙のとおり

次 第	討 論 内 容		採決結果	
			賛成	反対
開会	典礼	本日は、ご多忙の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより、平成21年度の第1回特別職報酬等審議会を開催いたします。 この審議会は三好町附属機関の会議の公開に関する基準に基づき公開とさせていただいておりますのでご承知おきください。 また、会議録についても委員のお名前を伏せて公開とさせていただきますのでお願いいたします。 なお、傍聴される皆さまは、入場の際にお渡ししました「傍聴にあたってのお願い」を遵守いただきますようお願いいたします。		
委嘱状交付	典礼	それでは皆さまに、委嘱状を交付させていただきます。町長お願いいたします。 (町長から委嘱状を委員ごとに渡す)		
町長あいさつ	町長	日頃からの町政へのご理解・ご協力に対してお礼申し上げます。 また、この度、報酬審議会の委員に委嘱させていただいた皆様には、公私ともご多用の中、委員をお引き受けいただきお礼申し上げます。 さて、多くの町民の皆さまのご支援をいただき、町長として明日3期目を迎えることとなりました。本日は2期8年の最後の日でもあります。これまでは、「協働」をキーワードに“夢と緑と活力あるまち”づくりを進めてまいりました。年明け1月4日から本町は市制施行し、新たに「みよし市」として大きな転換期を迎え、スタートします。3期目にあたり、私は「みよし市」としての目指すまちづくりを「信頼」と「協働」を核に、子どもの未来、高齢者の安心生活、障害者の自立が広がるまちの実現を目指し、自治能力の向上による暮らし満足度の底上げを図り、みなさまとともに「みよし市」としての新たな歴史を創造してまいります。 昨年来の経済不況に加え、円高やデフレの進行も加わり、経済環境は大変厳しい中での船出ではありますが、皆さまと力を合わせて地域力、市民力の向上を目指してまいります。 最後に、この審議会は、本町の特別職の報酬等の額につきまして、厳正なる審議をお願いするものでありますので、よろしくお願い申し上げます。		

次 第	討 論 内 容		採決結果	
			賛成	反対
会長選出	典礼	それでは、ただいまから、三好町特別職報酬等審議会条例第４条の規定によりまして、委員の皆さんの中から互選により会長を選出していただきたいと思います。 会長の仕事としましては、意見の取りまとめ、次回の審議会の招集、事務局との調整などがございます。 資料２の委員名簿をご参考にいただきまして、どなたかご推薦いただけないでしょうか。		
	委員	学識経験者であり、先回の審議会の会長を務めていただいたとお聞きしています愛知大学の藤本教授が適任ではないかと推薦します。		
	典礼	藤本委員を推薦するご意見がありましたが、委員の皆さまのご意見はいかがでしょうか。 (多数の異議なし発言)		
	典礼	それでは、藤本委員よろしく申し上げます。 さっそくですが、会長になられた藤本会長よりごあいさつをお願いします。		
	会長	前回の審議会の会長も務めさせていただいております。そういう経験を生かして会長を務めさせていただく訳ですが、皆さんから活発な意見をいただき、会長の仕事としては、円滑に会議を運営し、適切な答申が町長にできればと思いますので、どうかご協力よろしくお願いします。		
	典礼	それでは、審議会に町長から諮問申し上げます。町長お願いいたします。		
	町長	諮問「三好町特別職の報酬等の額について」 内容：三好町特別職報酬等審議会条例第２条の規定により、貴審議会の意見を求めます。 １ 本町の特別職（議会の議員並びに町長及び副町長）の報酬の額について ２ 改定の必要性を認める場合には、その額及び実施時期について （町長より諮問書を会長に手渡す。）		

次 第	討 論 内 容		採決結果	
			賛成	反対
	典礼	ここで、町長は公務のため退席させていただきます。(町長退席)		
	典礼	それでは、審議に入らせていただきます。進行につきましては会長にお願いいたします。また、審議に先立ちまして、三好町特別職報酬等審議会条例第4条第3項の規定により、会長より職務代理のご指名をお願いします。		
	会長	それでは、進めさせていただきます。 まず職務代理につきましては、文化協会代表者の近藤隆治様を指名させていただきます。 では、事務局より本審議会のスケジュールと今回提出をいただいた資料の説明をお願いします。		
	事務局	本審議会のスケジュールとしては、本日のご意見を基に次回事務局からたたき台として提案させていただきます、最終的には1月下旬までに答申をいただきたいと考えております。 つづきまして今回提出させていただきました資料の説明をさせていただきます。 資料1から資料12について説明。		
	会長	ただいまの説明に対してご質問がありましたらお願いします。		
	委員	議員の報酬が低い。それでは、議員の報酬だけでは生活できないので若手の議員がでてこない。この額の低さは三好町だけではありません。ほかにも低いから低いのですか。どういう背景があるのですか。		
	事務局	自治法では給与と報酬に区分されています。給与は生活給という面を持ち、それに対し報酬は労働の対価という考え方です。		
	委員	資料No.5の町長副町長の給料の特例並びに議会議員の議員報酬の特例について、この条例は1年間になっているが市になった場合はどうなっていくますか。この審議会の答申によって変わるものなのですか、または町長(市長)意見で変わるのですか。		

次 第	討 論 内 容	採決結果	
		賛成	反対
	事務局		
	報酬は、本来の与えられた職務に応じてその額が決定されるのが適切と考えます。経済状況等によって町長が判断して一時的に額を変更する場合にこの特例という手法があります。来年度についてはまた町長が判断されると思います。		
	委員		
	それではこの審議会で審議した額については無駄になってしまうのではないですか。経済状況等を考えてこの審議会でも額を検討しているのではないですか。審議会に出した答申額は守ってもらいたい。		
	事務局		
	経済状況を勘案し、特例措置として額を決定する場合もあるが、首長が選挙公約として給料の減額を挙げて当選した場合、その公約を守るために、特例措置で減額を決定する場合があります。そうした額をこの審議会で妥当かどうかという判断はできないと考えます。		
	委員		
	資料No.7の議員の職務で「兼職・兼業の禁止」とありますが、ここでいう兼職、兼業とはどういうことですか。議員はほかの職を兼ねることができないのですか。であれば、生活給ではないことに無理があるのではないですか。実態はどのようなのでしょうか。		
	事務局		
	議員各位の職については把握していません。ここでいう兼職兼業というのは他の仕事をしてはいけないというわけではありません。次回までに詳しい資料を用意させていただきます。		
	委員		
	三好町特別職報酬等審議会の第2条に町長は議員報酬の額並びに町長及び副町長の給与の額に関する条例を議会に提出しようとするときはあらかじめ審議会の意見を聞くとありますが、昨年はこの審議会で意見を聞かれたのでしょうか。		

次 第	討 論 内 容	採決結果	
		賛成	反対
	事務局 昨年の報酬審議会の答申では報酬は据え置きとなりましたが、付言として経済状況に応じて、減額に取り組むべきだとしています。そういうなかでの判断だと思います。		
	委員 議員の報酬の減額については町長と足並みをそろえたのでしょうか。		
	事務局 結果的にはそうなったかもしれませんが、詳しい経緯はわかりません。		
	委員 議員の報酬は１０年以上あがっていません。町であれば良いのですが、市となれば近隣からみてもかなり低いと思います。		
	委員 資料No.8を見ると議員の審議日数が減っているように見えますが、何か理由があるのでしょうか。議員の仕事は会議だけではないので、この資料の意図は何ですか。		
	事務局 自治法上決められた仕事と年間の日数を示させていただいたにすぎません。減っているのは、委員会数の変更や、委員会の開催方法を変更したからだと考えます。		
	委員 議員定数は何人ですか。定数削減をしているのでしょうか。		
	事務局 自治法上の議員定数は２６人以内。現在本町の議員定数は定数削減で２０名としています。		
	委員 複数の委員会を兼ねることができますか。		
	事務局 常任委員会は兼ねることができません。		

次 第	討 論 内 容	採決結果	
		賛成	反対
	委員		
	資料No.11 に年額の報酬額がありますが、できたら資料No.3のように近隣の年額の比較表を提示してください。市町村によって、期末手当等が違うと思います。 加えて議員の調査費の比較もあるとよいと思います。		
	事務局		
	できる限りで調べて提示させていただきます。		
	委員		
	議員提案された条例は年間どれだけあり、どんな内容のものがあるのでしょうか。		
	事務局		
	次回までに調べておきます。		
	会長		
	本日これまでの審議の中で3つほど疑問がでました 1 兼業、兼職はどういうことなのか。具体的に示してほしい 2 近隣の状況を報酬の年額で提示してほしい。 3 議員提案の議案の件数と内容 できれば、加えて、議員の活動内容（議会以外の活動）を紹介していただけると、わかりやすいと思います。議員の活動内容を明らかにすることで、報酬の妥当性が見えてくると思います。 人事院勧告の内容はどうでしたか。		
	事務局		
	人事院勧告による、給料月額については職員は平均0.2%減額、ボーナスについては職員が0.35月減額。特別職は0.25月の減額となっています。		

次 第	討 論 内 容	採決結果	
		賛成	反対
	会長		
	三好町自体の財政状況は先ほど説明がありましたが、他の市町村と比べて特段悪いわけではないと受け取れました。トヨタ自動車の業績悪化の影響はどのようなのでしょうか。		
	事務局		
	平成20年度の決算での法人、個人あわせた町民税の収入が約103億円であり、平成21年度の収入見込みは約50億と約半額以下となる。さらに平成22年度の見込みでは21年度より約13億円減額する見込みであります。財政力指数が単年では1を割り込むことになるかもしれません。		
	ただ、来年すぐに、どうこうなるわけではないと考えます。		
	会長		
	今回の答申は来年度だけの報酬の額を答申するわけではないですね。		
	事務局		
	来年度以降の報酬の額です。状況が変わればその都度開催します。		
	委員		
	人事院勧告をうけて臨時議会が開催されていると思いますが、何回行われましたか。		
	事務局		
	10月30日に市制施行関連、11月30日に今回の人事院勧告の内容で行われました。		
	委員		
	11月30日は職員の給与に関するものでしょうか。		
	事務局		
	職員の給与、ボーナスと町長、議員の期末手当の率の変更を上程しました。		
	今年度は臨時議会が多くなっています。		
	会長		
	臨時議会が多いと議員の活動が多くなります。でもそれは恒常化するものではありません。		

次 第	討 論 内 容		採決結果	
			賛成	反対
	会長	それではそろそろ時間もまいりましたので閉めたいと思います。 本日はご意見ありがとうございました。次回は本日のご意見を取りまとめた資料と、追加でお願いした資料により答申案を詰めていきたいと思います。 本日の審議会はこれにて閉じたいと思います。慎重なご審議をいただきありがとうございました。		
	委員	次回の開催であります、事務局の案はありますか。		
	事務局	年明け早々ではありますが 1月8日（金）午後2時から開催させていただきたいと思いますが、委員の皆さんのご都合はいかがでしょうか。 （1人都合により欠席）		
	会長	お一人都合が悪いようですが、次回は1月8日（金）午後2時から開催させていただきたいと思います。 委員の皆さまご苦労さまでした。本日の審議회를終了します。		